

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2013年7月16日

体協記者クラブ御中
JOC 記者会御中
文部科学記者会御中

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2013-004 号事案
仲裁判断の骨子について

2013年7月5日、「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁申立てがあり、同日、当機構は仲裁申立てを受理致しました。当機構は、事案の緊急性に鑑み、極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、緊急仲裁手続によることを決定しました。また、当機構は、事案に鑑み、3名の仲裁人によるスポーツ仲裁パネルを構成することを決定しました。仲裁人には、森下哲朗氏、小川昌宏氏、高松政裕氏が選定され、同年7月15日、審問が開催されました。同日、スポーツ仲裁パネルは、スポーツ仲裁規則第50条5項に基づき、仲裁判断を下しました。概要は、下記のとおりです。なお、同規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人および被申立人に送付致します。

記

○当事者

申立人：X

被申立人：公益社団法人全日本テコンドー協会（Y）

○事案の概要

Yが行ったXに対するY主催の競技への参加についての無期限停止の決定を取り消すことを求めた事案

○判断

- 1 2013年6月29日開催の総会においてYが行った、Y主催の競技への参加を無期限に停止するとの決定を、Xとの関係で取り消す。
- 2 申立料金5万円は、Yの負担とする。

○理由の要旨

別紙「仲裁判断の骨子」をご参照ください。

以上

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2013-004

申立人 X
申立人代理人 弁護士 田中裕司
 弁護士 住本綾
被申立人 公益社団法人全日本テコンドー協会 (Y)
被申立人代理人 弁護士 楠井敏郎

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 2013年6月29日開催の総会においてYが行った、Y主催の競技への参加を無期限に停止するとの決定を、Xとの関係で取り消す。
- (2) 申立料金5万円は、Yの負担とする。

理由の骨子

本件は、テコンドーの国内競技団体であるYが2013年6月29日の総会において行った、Y主催の競技へのXの参加を無期限に停止するとの決定(「本件決定」)の取り消しが求められている事案である。

このように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違

反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。本件スポーツ仲裁パネルも基本的にこの基準が妥当であると考える。

Yは、熊本県テコンドー協会（「県協会」）の正会員が不在で県協会が正常に機能していないこと、Yの個人登録制度のもとでの個人登録がなされていないこと等を挙げて、本件決定は不当なものとはいえないと主張する。

しかし、Xの登録更新の申請がなされた等の事実が認められる本件事情のもとでは、YがXによる個人登録がなされていないことを理由として、自己が主催する競技会へのXの参加を拒むことは許されない。また、県協会の正会員が不在である等の事実があるとしても、それらを理由に、Xのような競技者の参加を認めないとした本件決定は、著しく合理性を欠くものと言わざるを得ない。

したがって、本件決定は著しく合理性を欠くものであり、取り消されるべきものである。

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは主文の通り判断する。

2013年7月15日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 森下哲朗

仲裁人 小川昌宏

仲裁人 高松政裕

仲裁地：東京都